

北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例

(令和 2 年 3 月 31 日条例第 5 号)

改正 令和 3 年 10 月 19 日条例第 37 号 (第 1 次改正)

改正 令和 4 年 12 月 27 日条例第 47 号 (第 2 次改正)

(目的)

第 1 条 この条例は、北海道信用保証協会（以下「協会」という。）に対して道が支払う損失補償金の返納の免除に関し必要な事項を定めることにより、中小企業者等の円滑な事業の再生及び新たな事業の創出に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）第 20 条第 4 項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 協会が信用保証協会法第 20 条第 1 項第 1 号の債務の保証をした場合において当該保証に係る債務（第 4 号において「保証債務」という。）の履行により取得する求償権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 協会が行う求償権の放棄又は不等価譲渡（当該求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）をいう。
- (4) 損失補償契約 協会が保証債務の履行により受けた損失に対し道がこれを補償することについて道と協会との間で締結した契約をいう。

(求償権の放棄の承認等)

第 3 条 知事は、協会から損失補償契約に基づく求償権の放棄等の承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、その計画の実施が当該中小企業者等の事業の再生及び地域経済の活力の維持に資すると認めるとき又は新たな事業の創出に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。

- (1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成 10 年法律第 132 号）第 53 条第 1 項第 2 号に規定する特定協定銀行の支援を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）第 2 条第 3 項に規定する特定調停の手続（同法第 17 条第 1 項の規定による調停条項の定めを除く。）又は特定調停に係る事件に関し裁判所がする民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）第 17 条の決定に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画
- (3) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）第 25 条第 4 項に規定する再生支援決定若しくは同法第 32 条の 2 第 3 項に規定する特定支援決定を受けた中小企業者等の事業の再生に関する計画又は当該特定支援決定を受けた中小企業者等の債務の弁済に関する計画
- (4) 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

- (5) 産業競争力強化法第 135 条第 1 項の中小企業再生支援協議会が同条第 5 号の規定に基づき決定した事項等に従い同法第 134 条第 2 項に規定する認定支援機関が行う同項第 1 号の指導又は助言を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
 - (6) 産業競争力強化法第 140 条第 1 号に規定する投資事業有限責任組合であって同号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資を受けたものの支援を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
 - (7) 産業競争力強化法第 140 条第 2 号の規定に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う同法第 134 条第 2 項第 1 号の指導又は助言を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
 - (8) 中小企業の事業再生等に関する私的整理手続を定めたものとして知事が認めたものに基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画
- 2 知事は、前項の規定による承認をしたときは、当該求償権に係る損失補償金の返納を免除することができる。

(報告)

第 4 条 知事は、前条第 2 項の規定による損失補償金の返納の免除をしたときは、これを議会に報告しなければならない。

(知事への委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 10 月 19 日条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 4 年 12 月 27 日条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。